

議 事 録

令和元年 1 1 月 2 7 日作成

会議名	令和元年度 第 1 回 木更津市地方卸売市場運営審議会		
開催日	令和元年 1 1 月 2 7 日 (水)	場所	木更津市公設地方卸売市場 管理庁舎 2 階 会議室
時 間	午後 2 時～午後 2 時 4 5 分		
出席者	委 員 草刈慎祐委員 池田庸委員 荒井弘導委員 松崎正男委員 鈴木良次委員 和田正美委員 吉田正己委員 渡辺昇委員 鳩飼康浩委員 事務局 栗原経済部長 高橋部参事 嶋野市場長 板橋副主幹		
議 題	(1) 会長の選任について (2) 木更津市公設地方卸売市場条例・規則 (案) について (3) その他		
公開・非公開の別	公 開	非公開理由	—
傍聴者	0 名		
配付資料	(1) 会議次第 (2) 木更津市公設地方卸売市場条例・条例施行規則の改正概要について (3) 木更津市公設地方卸売市場条例・条例施行規則の新旧対照表 (条文) (4) 木更津市公設地方卸売市場条例・条例施行規則の新旧対照表 (別表) (5) 平成 3 0 年度 市場年報		
概 要	下記のとおり		

事務局 本日は、ご多用中のところご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、令和元年度第 1 回木更津市公設地方卸売市場運営審議会を開催いたします。なお、本日、山口委員、渡邊隆委員、栗田委員、磯貝委員につきましては都合により欠席とのご連絡をいただいております、また松崎委員につきましては遅刻の連絡がありましたのでご報告させていただきます。

事務局 それでは、開会に先立ちまして、木更津市経済部長の栗原からご挨拶を申し上げます。

栗原経済部長 (挨拶)

事務局 続きまして、岡田委員の後任といたしまして市議会から推薦を受け、新たに選任させていただきました草刈慎祐委員をご紹介します。

草刈委員 (挨拶)

事務局 それでは、会議に入る前にご報告申し上げます。この審議会につきましては「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第 3 条に基づき公開することとなっており、本日の傍聴人はおりません。また、会議録作成のため録音させていただきますことをご了承ください。

事務局 それでは改めまして、ただ今から、「地方卸売市場 運営審議会」を開催いたします。本会議の議事進行につきましては、「地方卸売市場運営審議会規則」第 3 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、会長職に欠員が生じており、副会長の山口委員が欠席されていることから会長が選出されるまで、栗原経済部長が、仮議長を務めさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、栗原部長、議長席へお願いいたします。

栗原経済部長 それでは、会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。本日の出席委員は、8名でございます。よって、木更津市地方卸売市場運営審議会規則第3条第2項の規定による、過半数の出席をいただいておりますので本会議は成立いたします。

それでは、これより議事に移ります。議題1「会長の選任について」を議題に供します。会長・副会長の選任は、木更津市地方卸売市場運営審議会規則第2条第1項の規定により委員の互選となっておりますが、選出方法はいかがいしましょうか。

渡辺委員 会長に、木更津市議会議員 草刈慎祐様を推薦します。

栗原経済部長 ただ今、渡辺委員から会長に草刈委員との推薦がありましたが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声)

ご異議ないものと認め、左様決定させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、草刈会長に議長をお願いすることとさせていただきます、これで私は議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 それでは、草刈会長、議長席にご移動願います。

これより議事進行につきましては、草刈会長にお願いしたいと思います。それでは、会長よろしくをお願いいたします。

草刈会長 それでは、只今から私が議長を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。では、議題2の「木更津市公設地方卸売市場条例・規則の改正（案）について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

嶋野市場長 この議題につきましては、本審議会への諮問事項とさせていただきたいと考えておりますことから、諮問書を提出させていただきます。

栗原経済部長 (諮問書を会長へ手渡す)

草刈会長 それでは改めまして、只今、市長から諮問を受けました、議題2「木更津市公設地方卸売市場条例・規則の改正（案）について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

嶋野市場長 それでは私から、木更津市公設地方卸売市場条例及び木更津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部改正（素案）について、ご説明させていただきます。

資料1「改正の概要」をご覧ください。今回の市場条例及び規則の改正は卸売市場法の改正に伴うものでございます。社会情勢の変化により加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売・産地直売等の流通の多様化が進んでいます。

このような背景を受け、国では卸売市場法の基本的な考え方を、これまでの「卸売市場の計画的整備や、卸売市場の開設、卸売取引の規制を定める」ことから「生産者の所得向上と消費者ニーズへの確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適性化を図る」とし、当該市場法を大幅に規制緩和する改正を平成30年6月に行い、令和2年6月施行となっております。

次に、卸売市場法改正の概要でございますが、下の表にまとめております。市場運営について国・県の関与が減少し、今まで国や県が策定しておりました整備基本方針、整備計画等の策定が廃止されました。

また、現在、法の委任を受け県が行っていた地方市場の卸売業者の許可や指導・検査等の規定が削除され、県の市場条例も廃止される予定であると伺っており、これらの事務は開設者で

ある市が行うこととなります。

また、取引関係につきましては、公正かつ透明を旨とする取引等の基本的な共通ルールは定められているものの、その他の取引ルールは、市場ごとに定めることが可能とされ、市場ごとの自由度が向上いたしました。

取引ルールのうち、「取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと」「差別的な取扱いの禁止」「卸売業者は、業務規定で定められた方法により卸売をすること」等は、共通のルールとされ、任意のルールとして「第三者販売の禁止」「商物一致の原則」「自己買受の禁止」等については、市場の活性化を図る観点から、共通ルールに反しない範囲において、関係者の意見を踏まえ、市場ごとに定めることができるとされました。

p 2をご覧ください。本市においては、市場法改正の趣旨を踏まえ、食品流通の多様化等に対応するため、また、取引の自由度を上げることにより出荷者や買受人から選ばれる市場を目指すため、次のとおり木更津市公設地方卸売市場条例及び同条例施行規則の改正を予定しております。改正案作成に当たりましては、その他の取引ルールを中心として、市場関係者からの意見を聴取し、一定の方向性を取りまとめましたので、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

次に、改正案の主な内容についてご説明いたします。まずは任意の取引ルールについてでございますが、第三者販売につきましては、卸売市場として取引の秩序を守るため原則は禁止としますが、事前に開設者の承認を受けることにより販売することができるようにいたします。商物一致の原則につきましても、原則は禁止としますが、効率的な売買取引のために必要であり、事前に開設者の承認を受けることにより販売することができるようにいたします。

自己買受の禁止につきましては、適正な価格の維持のため原則は禁止としますが、あらかじめ出荷者の承諾を得た場合は可能とするようにいたします。

次に、その他の取引関係の規定でございますが、取扱品目につきましては、品目名の指定により、取扱いが可能な品目が限定されていましたが、品目名の限定による制限を外し、枠組みにとらわれず取り扱えるようにいたします。

売買取引の方法につきましては、品目により販売方法が限定されていましたが、全ての品目を相対取引による販売が可能とするようにいたします。

売買取引等に関する公表につきましては、卸売業者は、営業日・時間、取扱品目、引き渡し方法、委託手数料等の売買取引に関する条件について、新たにインターネット等による公表をしなければならないこととします。卸売予定数量の報告等につきましては、開設者及び卸売業者による、品目ごとの卸売の予定数量及び主要な産地の公表について、新たにインターネット等による公表をしなければならないこととします。

卸売価格等の報告等につきましては、開設者及び卸売業者による、卸売数量、価格、産地等の取引結果の公表について、市場外にも広く情報を開示するため、新たにインターネット等による公表をしなければならないこととします。

次に、その他の規定についてでございますが、卸売業者の許可、取消、事業譲渡等の卸売業者に関する許認可は、これまで県が行っていましたが、開設者（市）が行うこととし、市が行う卸売業者に関する許認可関係の規定を新設いたします。

事業報告書の提出及び閲覧につきましては、卸売業者の「事業報告書」は、これまで県に提出することとなっておりますが、許認可を市が行うこととなるため市に提出する規定を新設します。

また、取引関係者から閲覧の申出があった場合には「事業報告書」を閲覧させることについての規定を新設いたします。以上が、改正の概要でございます。

続きまして、資料2 新旧対照表(条文)をご覧ください。この表により、具体的な改正内容をご説明させていただきます。この新旧対照表は左から現行条例、現行規則、改正案条例、改正案規則となっておりますが、説明は主に一番右側の改正案規則の条番号でご説明させていただきます。

まず、改正前では条例に細部に渡る取引のルールや手続きが規定されておりましたが、卸売市場法の改正趣旨を踏まえ、根幹的な部分を条例に規定し、取引ルールや手続き等については規則において規定することとさせていただきます。

また、単に条例から規則へ移行した場合や、単に引用する条番号の改正など、規定している内容に変更のない部分などは説明を省略させていただき、重要な改正点につきましてご説明させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

まず、最初に、第2条(取扱品目)でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、枠組みにとらわれず取り扱えるようにする改正を行いました。具体的には資料3 新旧対照表(別表)のp1をご覧ください。左側の改正前 規則別表1のとおり取扱品目が限定されておりましたが、右側のように幅広く取り扱うことが出来るようにいたします。

資料2 新旧対照表(条文) p2にお戻りください。次に第5条(販売開始時刻等)でございますが、卸売業者からの意見聴取により、青果部は午前4時30分から午前9時まで、水産物部は午前5時から午後0時までといたしました。

次に第7条から第9条までの(卸売業者の許可関係)でございますが、県が行っていた卸売業者の許認可を開設者である市が行うこととなるため、現在の県の許可基準等に基づき、新たに規定するものでございます。また、卸売業者の数につきましては、青果部2人以内となっておりますが、現状にあわせて「1人」といたしました。

p4をご覧ください。第15条から第18条までの(卸売業者の許可取消し・事業の承継、変更の届出関係)も同様に、卸売業者の許可権限が開設者となったため、新たに規定するものでございます。

p8をご覧ください。第30条の(事業報告書の提出等)につきましても同様に卸売業者の許可権限が開設者となったため、新たに規定するものでございます。

次にp11をご覧ください。改正案条例の第7条、第8条に市場法の共通ルールである「公正かつ効率的でなければならない」と「差別的取扱いの禁止」の規定を条例に残し、第7条で「売買取引の方法は規則で定める」といたしました。

次に、p12をご覧ください。改正規則第45条(卸売の相手方の制限)でございますが、これが一般的に「第三者販売の禁止」と称されている部分でございます。こちらにつきましては、現在では買受人以外の者に対して卸売をしてはならないこととなっており、例外規定はあるものの限定的であり、開設者への許可申請もかなり煩雑な手続きが必要でした。そこで、原則は禁止しつつも、例外規定として認め、卸売業者の許可申請事務を簡略化し、取引しやすい環境を整えるように改正いたします。特に市場の活性化や取扱高を増加させるために、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められる場合は一般市民にも販売できることとします。ただし、卸売市場として取引の秩序を守るために、事前に開設者の承認を受けることとします。

次にp13をご覧ください。第46条の「卸売業者についての卸売の相手方としての買受の

禁止」でございますが、「出荷された物品を卸売業者、自らが買い受けてはならない」という規定でございますが、この規定も原則は禁止としますが、取引の秩序を乱すおそれがなく、あらかじめ出荷者の承諾を得た場合は出来ることといたしました。

次に第48条（市場外にある物品の卸売の禁止）でございますが、この規定も原則は禁止としますが、効率的な取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて、事前に開設者が承認した場合は出来ることとし、卸売業者の申請事務を簡略化いたしました。

次にp15をご覧ください。第54条（売買取引の方法）でございますが、現在では物品により取引の方法が制限されておりましたが、近年の取引の状況から全ての物品を「せり売・入札・相対取引」のいずれの方法でも販売が可能となるように改正いたします。

ただし、入荷量が著しく減少した場合や需要が著しく増加した場合など、必要に応じて指示することにより、「せり売又は入札」の方法により卸売をしなければならないことといたします。

資料3 新旧対照表（別表）のp1をご覧ください。左側の上から3つ目の表から6番目までの表が現在、せり売又は入札による取引をしなければならない品目でございますが、改正後はこれらの品目による規制をなくすこととし、全ての商品を相対取引での販売ができることといたします。

次にp20をご覧ください。第69条の販売開始時刻以前の卸売の禁止でございますが、販売開始時刻を変更したこと、及び市場の秩序を維持するため、新たに規定するものでございます。

次にp24をご覧ください。第83条の卸売業者の販売取引等に関する公表でございますが、卸売市場法の改正により、卸売業者に義務付けられた販売取引の条件について公表すべき事項を新たに規定するものでございます。

次にp29をご覧ください。条例改正案の第20条（運営審議会の所掌事務）についてでございますが、卸売市場法改正に伴い、県の卸売市場条例が廃止されることから、改正前条例の第2号に規定されていた県条例の引用部分について内容を明記したものでございます。次にその下、第21条（組織）でございますが、審議会委員は17人以内とされておりますが、市議会議員及び市職員を除くこととし、15人以内とするものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

草刈会長 事務局の説明が終わりました。ご質問・意見等ございましたらお願いいたします。

（質問・意見等なし）

草刈会長 他にご意見ご異議等ございませんでしょうか。無いようですので、質疑終局と認め、皆様にお諮りします。「木更津市公設地方卸売市場条例・規則の改正（案）について」原案どおりすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって、「木更津市公設地方卸売市場条例・規則の改正（案）」につきましては、原案どおり承認することといたします。

以上で、諮問書についての審議は終了しましたが、ここで市長に答申するための答申書（案）を作成いたしますので、この間、暫時休憩いたします。

草刈会長 それでは休憩を取消し、会議を再開いたします。休憩中に、事務局から答申書の案をお配りしましたので、事務局から朗読させます。

嶋野市場長 （答申書（案）を朗読）

草刈会長 それでは、お諮りいたします。ただいまの答申書（案）により、市長に答申したいと存

じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手全員であります。

では、この案で市長に答申いたします。それでは、答申書作成の間、しばらくお待ちください。

事務局 お待たせいたしました。答申書が出来ましたので、草刈会長、経済部長、前方までお願いいたします。

草刈会長 （答申書を部長へ手渡す）

次に議題3「その他について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

鳴野市場長 今後の予定でございますが、本日、いただきました答申を受けまして、改正案について市場利用者から広くご意見を聴取するため令和元年12月19日～令和2年1月17日まで、市民へ意見公募を実施いたします。その後、その意見を踏まえた改正案を3月市議会へ上程し、議会の議決をいただく予定となっております。

また、市場施設の再整備についてでございますが、現在、財源の確保を主とする庁内調整等を行っているところでございます。出来る限り早急な事業着手を目指していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力の程よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

草刈会長 事務局の説明が終わりました。ご質問・意見等ございましたらお願いいたします。

（質問・意見等なし）

草刈会長 他に、何かございますか。それでは本日の議題は全て終了しました。以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。